

政令第 号

車両制限令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 道路管理者が道路の強度、線形その他の道路の構造を勘案して国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の通行による道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めて指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 重量 次に掲げる値

イ 総重量 四十四トン以下で車両の車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

ロ 軸重 十一・五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

ハ 輪荷重 五・七五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

二 長さ 十六・五メートル

第十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三条第四項の規定による指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、当該通行方法によらなければならない。

第十四条第二項中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(道路法施行令の一部改正)

2 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十七号中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

3 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「同項第三号、」の下に「同条第四項並びに」を加え、「並びに」を「及び」に改め

、同条第二項中「第三条第一項第三号」の下に「及び第四項」を加える。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

4 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三条第一項第三号」の下に「及び第四項」を加える。

理由

道路管理者が国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の通行による道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めて指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車について、道路との関係において必要とされる車両の重量及び長さの最高限度を引き上げる等の必要があるからである。